

教学指第 9 8 号  
教特第 6 5 号  
教保体第 9 8 号  
令和 4 年 4 月 1 5 日

各県立学校長 様

教 育 長

新型コロナウイルスの影響を踏まえた県立学校における教育活動の制限緩和について（通知）

新型コロナウイルス感染症への対応については、各学校において長期間にわたり、感染拡大防止のための対策を継続して実施していただいたことに対し、改めて感謝申し上げます。

一方、新型コロナウイルスの影響が長期化する中で、ストレスや運動不足による心身の不調、多様な学習機会や交流機会の喪失、マスクの常時着用による円滑なコミュニケーションの阻害など、感染症が児童生徒に与える影響は看過できない状況にあります。新学期の開始に際し、学校教育における児童生徒の貴重な活動機会を確保する観点から、様々な活動を制限するのではなく、段階的に本来の活動を取り戻していくことが重要です。

については、県立学校における教育活動は、基本的な感染症対策を徹底しながら、下記に示す内容を踏まえて実施することとし、各校における具体的な教育活動の内容や実施方法については、別添で示す留意点も踏まえつつ、地域や学校の状況に応じて適切に御判断されるようお願いします。併せて、特別支援学校においては、児童生徒一人一人の状況にも十分配慮した教育活動を実施するようお願いします。

また、児童生徒が自ら感染防止対策を継続できるよう、改めて指導の徹底をお願いします。

なお、この通知の内容を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドラインの改訂を予定しており、その内容については追ってお示しすることを申し添えます。

記

1 授業

(1) 技能教科以外の教科（主として教室内で座学にて行う国語、数学、英語などの教科）

各教科の特性を踏まえ、児童生徒間での話し合いや教え合う活動などのグループ学習を推進する。その際、ICTを活用した効果的なプレゼンテーションに加え、他校の児童生徒等とのコミュニケーションの機会も設けることが考えられる。

(2) 技能教科（体育、音楽等）

接触のあるスポーツ（球技や武道など）、パラスポーツ、歌唱や楽器の演奏、各種の実習（調理実習等）は、活動方法を工夫して実施する。なお、技術や技能のポイントをICTによる動画等を活用して学習することにより、効果的で怪我の防止にも資する安全な実践が可能になると考えられる。

(3) 校外学習（キャリア教育、社会科見学等）

児童生徒のニーズを踏まえ、活動場所や訪問先の多様化を図りつつ実施するとともに、活動内容の充実を図る。

2 学校行事

(1) 運動会、文化祭等

体育や音楽などの実技系の授業と同様に、多様な種目を工夫して実施する。

(2) 宿泊を伴う活動（修学旅行、自然体験活動等）

県内県外を問わず実施する。ただし、訪問先の感染状況には十分留意して計画を立てること。

(3) 外部講師による講演会等

児童生徒の多様な興味関心を喚起し、主体的な目標設定や学習意欲の向上につながるなど、キャリア教育の充実を図る観点からも重要な活動であり積極的に実施する。

なお、必ずしも対面でなくICTを活用したリモートによる実施も考えられる。

(4) 各種式典

通常どおり実施し、保護者の参加も認める。併せて、式典の状況をインターネットで動画配信することも考えられる。

3 給食・昼食

これまでは児童生徒が同一方向を向いた黙食が徹底されてきたが、学校の状況に応じて、対面での黙食を可とする。ただし、会話する際は、必ずマスクを着用すること。

4 部活動

通常の活動（他校との練習試合や合宿を含む。）を実施する。ただし、クラスターの発生要因となる部室の利用や下校時の寄り道時の感染症対策を徹底すること。

5 休み時間

ストレスや運動不足の解消の観点から、児童の外遊び（例えば、ドッチボール、鬼ごっこなど、軽度の接触のある活動を含む。）を推奨する。

(留意事項)

- ・ 以上の取組の実施に当たっては、当該学校や地域の感染状況を踏まえるとともに、以下の①から⑤までの感染症対策を徹底すること。
- ・ 通常のエデュケーション活動の再開に当たり保護者の理解を得る必要があるが、各学校においては県教委からの通知を踏まえて実施する旨を説明すること。
- ・ なお、これまでの感染事例としては、部活動における部室の利用や、下校時の飲食店や遊興施設でのマスクを着用しない会話による感染拡大事例が多く見られるため、児童生徒に対して改めて注意喚起と対策の徹底を指導すること。
- ・ 本県の感染状況が悪化する場合は、活動制限を実施する必要があるが、学校における感染拡大の特徴を見極めた上で、必要最小限の制限にとどめることとする。なお、仮に

活動制限を実施する場合は、その内容を各校にお示しする。

○徹底すべき感染症対策

- ①健康観察の徹底（体調不良者の登校停止）
- ②会話時のマスク着用
- ③定期的な手洗いの実施
- ④換気の徹底
- ⑤狭くて閉鎖された空間（部室等）での密集状態の回避

(本件連絡先)

【学習指導・文化部活動に関すること】

教育振興部学習指導課 TEL：043（223）4057

【障害のある児童生徒に関すること】

教育振興部特別支援教育課 TEL：043（223）4045

【保健管理に関すること】

教育振興部保健体育課保健班 TEL：043（223）4092

【体育の授業・運動部活動に関すること】

教育振興部保健体育課学校体育班 TEL：043（223）4108

【給食に関すること】

教育振興部保健体育課給食班 TEL：043（223）4095

教学指第98号  
教特第65号  
教保体第98号  
令和4年4月15日

各市町村教育委員会教育長 様

千葉県教育委員会教育長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルスの影響を踏まえた県立学校における教育活動の制限緩和について (通知)

このことについて、別添写しのとおり、県立学校に対して通知しました。

つきましては、貴教育委員会におかれましても、県立学校における教育活動の制限緩和を参考にして、所管の学校において児童生徒の貴重な活動機会等が確保されるよう、格別の御配慮をお願いします。

(本件連絡先)

**【学習指導・文化部活動に関すること】**

千葉県教育振興部学習指導課 TEL : 043 (223) 4057

**【障害のある児童生徒に関すること】**

千葉県教育振興部特別支援教育課 TEL : 043 (223) 4045

**【保健管理に関すること】**

千葉県教育振興部保健体育課保健班 TEL : 043 (223) 4092

**【体育の授業・運動部活動に関すること】**

千葉県教育振興部保健体育課学校体育班 TEL : 043 (223) 4108

**【給食に関すること】**

千葉県教育振興部保健体育課給食班 TEL : 043 (223) 4095

教学指第98号  
教特第65号  
教保体第98号  
令和4年4月15日

各教育事務所長 様

教 育 長

新型コロナウイルスの影響を踏まえた県立学校における教育活動の制限緩和について（通知）

このことについて、別添写し1のとおり各県立学校長宛て、別添写し2のとおり各市町村教育委員会教育長宛て通知しましたので、適切に御指導願います。

（本件連絡先）

【学習指導・文化部活動に関すること】

教育振興部学習指導課 TEL：043（223）4057

【障害のある児童生徒に関すること】

教育振興部特別支援教育課 TEL：043（223）4045

【保健管理に関すること】

教育振興部保健体育課保健班 TEL：043（223）4092

【体育の授業・運動部活動に関すること】

教育振興部保健体育課学校体育班 TEL：043（223）4108

【給食に関すること】

教育振興部保健体育課給食班 TEL：043（223）4095

教学指第98号  
教特第65号  
教保体第98号  
令和4年4月15日

庁内各課長 様

教 育 長

新型コロナウイルスの影響を踏まえた県立学校における教育活動の制限緩和について（通知）

このことについて、別添写しのとおり各県立学校長宛て通知しましたので、内容を確認の上、貴課関係機関においても参考とさせていただきますようお願いします。

（本件連絡先）

【学習指導・文化部活動に関すること】

教育振興部学習指導課 TEL：043（223）4057

【障害のある児童生徒に関すること】

教育振興部特別支援教育課 TEL：043（223）4045

【保健管理に関すること】

教育振興部保健体育課保健班 TEL：043（223）4092

【体育の授業・運動部活動に関すること】

教育振興部保健体育課学校体育班 TEL：043（223）4108

【給食に関すること】

教育振興部保健体育課給食班 TEL：043（223）4095

## 県立学校における教育活動の制限緩和に伴う留意点

- ポストコロナの学校教育を見据え、これまで制限されることが多かったグループ活動、校外学習、学校行事等の実施による教育効果の実現と感染拡大リスクの低減のバランスをとった教育活動の展開を図るとともに、ICTを活用した学習機会を効果的に組み込み、学びの質の向上に努めること。
- 学校における感染症対策については、次の①～⑤の取組を徹底すること。
  - ① 健康観察の徹底（体調不良者の登校停止）
  - ② 会話時のマスク着用
  - ③ 定期的な手洗いの実施
  - ④ 換気の徹底
  - ⑤ 狭くて閉鎖された空間（部室等）での密集状態の回避
- 感染リスクの高い教育活動について、感染拡大防止の観点から、活動の内容や方法を工夫して行うこと。感染状況等によっては直前であっても内容の変更、延期又は中止を検討すること。

## 1 学習活動等について

## (1) 基本的な留意点

- ・各教科・科目の目標を踏まえた上で、新型コロナウイルス感染症による児童生徒への影響を考慮して、教育内容や実施方法等を検討し、指導計画を立てること。
- ・児童生徒は、原則マスクを着用する（マスクを着用する必要がない場合については「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン」を参照。）。特に、発声が必要な場面では、マスクの着用を徹底する（ただし、気温が上昇した場合は、熱中症等への対応を優先する）。
- ・主体的・対話的で深い学びのための、グループ学習、班での話し合い及びペアワーク等の活動は、マスクを着用した上で、必要な活動は積極的に実施すること。また、ICTを効果的に活用した多様な学習形態を展開すること。
- ・音読や群読については、マスクを着用し、大声とにならないよう工夫して実施する。
- ・教室等の換気については、気候上可能な限り常時、それが難しい場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する。）、空気の流れを作るため2方向の窓やドアを同時に開けて行う（冷暖房時も換気を行う。）。
- ・授業で外部人材を活用する際は、講師に対し、来校前の検温及び健康状態の確認を依頼するとともに、来校時、講師の健康状態（検温、風邪症状の有無等）を確認する。また、講師の感染防止対策にも配慮する。
- ・キャリア教育、社会見学等に係る校外での学習においては、活動先の相手との打合せを十分に行い、感染防止対策を行う。
- ・教材・教具などを共用で使用する場合は、使用前後の手洗いや手指の消毒等を徹底すること。共用の教材・教具の消毒については、一時的な効果を期待するよりも、手洗いを徹底することの方が重要であり、使用の都度消毒を行う必要はないこと。

- ・新型コロナウイルス感染症に関わり、やむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導については、令和3年3月1日付け教学指第1491号・教特第851号「感染症や災害発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」を参照すること。
- ・臨時休校や学年閉鎖等に備え、オンラインでの授業や動画・課題配信等の実施に、積極的に取り組むこと。

## (2) 具体的な授業の場面

### ①体育

- ・領域ごとに、例えば以下のように工夫して実施する。
  - ・密集、接触する機会のある運動（球技<ゴール型>、武道など）については、10～15分の活動ごとに数分間の休憩を設けることや、接触する機会の少ない活動に切り替えること。また、ゲーム形式で行う活動の場合は1チームの人数を少なくすること。
  - ・球技<ネット型・ベースボール型>では、身体的距離を確保すること。
  - ・表現運動、ダンスについては、身体的距離を確保することや、演技する向きを同一にすること。
- ・運動中はマスクの着用は必要ないが、グループで話し合う活動を行う際は、身体的距離を確保することや、可能な限りマスクを着用させること。
- ・体育館や武道場など屋内で授業を実施する場合は、十分な換気を行うこと。
- ・更衣室は十分な広さを確保する。十分な広さが確保できない場合は、人数を制限して時間差で着替えるなど、3密の状態にならないようにすること。
- ・主に夏季において、マスクを着用しないことを徹底するとともに、適切な水分補給を行うなど、熱中症対策を講じること（授業途中での給水時間の確保や屋外での帽子の着用なども検討する。）。

### ②音楽

- ・歌唱や管楽器等を使用した活動は、身体的距離を確保することや、窓を開けて外に向かって演奏することなど、飛沫飛散防止を行うこと。
- ・合唱等については、令和2年12月22日付け教学指第1156号・教特第666号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」を参照に感染症対策を徹底して行うこと。

### ③家庭

- ・調理実習の実施に当たっては、身支度や手洗いの徹底をするとともに、調理室、調理器具及び食器等の衛生管理を徹底すること。
- ・調理した料理は、調理した児童生徒が調理場所で飲食すること。

### ④校外学習

- ・訪問先の感染状況や感染症対策について確認した上で、活動内容や日程等を決定すること。
- ・製品等の販売会、清掃サービス等を実施する場合は、関係する相手先に、マスクの着用など基本的な感染症対策の実施を要請すること。



## 2 学校行事等について

### (1) 学習発表会、音楽会等

- ・地域や学校の状況を踏まえつつ、保護者等への公開も積極的に実施すること。その際、参観者に対して、マスクの着用など基本的な感染症対策を実施するよう要請すること。

### (2) 文化祭

- ・多様な活動を実施すること。具体的な活動内容は、地域や学校の状況を踏まえて判断すること。
- ・地域や学校の状況を踏まえつつ、一般公開も積極的に実施すること。その際、参観者に対して、マスクの着用など基本的な感染症対策を実施するよう要請すること。
- ・体育館等で実施する際は、十分な換気を行うこと。
- ・展示内容は、感染防止対策が十分であるものとする。
- ・児童生徒が行う準備は、必要最小限の時間とすること。
- ・オンラインでの公開も検討すること。
- ・対面での販売を実施する場合は、マスク及び手袋の着用や、アクリル板の設置など、感染症対策を徹底すること。
- ・飲食（昼食を含む）を行う場所を指定し、感染症対策を徹底すること。

### (3) 体育祭・運動会等（球技大会形式を含む）

- ・多様な種目を実施すること。具体的な実施種目は、地域や学校の状況を踏まえて判断すること。
- ・地域や学校の状況を踏まえつつ、保護者等への公開も積極的に実施し、参観者に対して、マスクの着用など基本的な感染症対策を実施するよう要請すること。
- ・開閉会式では、マスクを着用すること。
- ・飲食（昼食を含む。）を行う場所を指定し、感染症対策を徹底すること。
- ・気温や湿度等を確認し、必要に応じて熱中症対策を講じること。

### (4) 国内修学旅行、校外行事等

- ・修学旅行の実施については、令和3年6月1日付け教学指第337号・教特第193号「令和3年度修学旅行の実施における留意点について」（通知）によることとする。なお、実施に当たっては、訪問先の感染状況に十分留意して感染症対策を徹底すること。また、現地で感染者が出た場合の対応について予め整理しておくとともに、現地と学校、教育委員会との間で緊密な連絡を図ることができるよう危機管理体制を構築すること。併せて、保護者に対して説明し理解を得ること。
- ・その他の校外行事等の実施については、感染症対策を十分に行うとともに、感染状況によっては、日程・行き先の変更等を含め、弾力的に対応すること。

### (5) 海外修学旅行等

- ・実施の希望がある際は、個別に担当課と協議すること。

### (6) 講師を招いた講演会等

- ・講師に対してマスクの着用など基本的な感染症対策を実施するよう要請すること。

### (7) ボランティア活動等

- ・活動先の相手との打合せを十分に行い、感染防止対策を行うこと。

(8) 1000か所ミニ集会等

- ・来校者を特定するとともに、参加者に対してマスクの着用など基本的な感染症対策を実施するよう要請すること。

(9) 学校説明会、体験入学等

- ・参加者に対してマスクの着用など基本的な感染症対策を実施するよう要請すること。
- ・児童生徒が学校を訪問して実施する説明会のほか、オンラインでの実施も検討すること。

(10) その他

- ・大学入試、就職試験等の学校外の活動についても、感染症対策の徹底を指導すること。

3 給食・昼食について

- ・対面での黙食を可とする。実施に当たっては、以下のような工夫をして飛沫がかからないよう配慮をすること。
  - ・机上で前左右の3方向にアクリル板を設置すること
  - ・ランチルーム等の広いスペースを活用して児童生徒間の距離を確保すること
  - ・教室で円形や四角形に座席を配置するなど児童生徒間の距離を確保すること
- ・会話は食事後にマスクを着用して行うこと。

4 部活動について

通常の活動（他校との練習試合や合宿、休日等の昼食を挟んだ活動を含む）を実施する。ただし、部活動における部室の利用や、下校時の飲食店や遊興施設でのマスクを着用しない会話による感染拡大事例が多くみられるため、改めて感染症対策の徹底を図ること。

5 特別支援学校における対応について

(1) 自立活動について

- ・自立活動の指導等については、児童生徒等との身体的接触がやむを得ないことから例えば、児童生徒等にかかわる者を限定する等、指導方法や内容を工夫する。

(2) スクールバスの利用について

- ・スクールバス内の密集を避けるために、保護者の負担等も考慮しながら引き続き送迎を依頼する。

(3) 医療的ケア等を必要とする児童生徒等について

- ・医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患等により重症化するリスクが高い児童生徒等の登校については、地域の感染状況を踏まえ、主治医や保護者等と連携を密にし、個別に判断する。

(4) 介護体験等について

- ・事前に大学側と健康診断の実施状況、実習期間や実習内容について確認をする。
- ・学生に対して、実習前に基本的な感染症対策について十分な説明を行うこと。

(5) 作業製品の販売について

- ・校内で作業製品の販売や校内カフェを行う場合は、来校者にマスクの着用など基本的な感染症対策の実施を要請すること。また、外部で販売をする場合は、感染防止対策について関係する相手先に理解を得ること。

# 進もう先へ～新しい学びへ一歩踏み出そう～

—学校教育活動の制限緩和と感染症対策の両立—

